

与那覇湾のラムサール条約登録選定基準

ラムサール条約において、生態系、生物多様性保全等の観点から世界的に重要な湿地として選定するための9つの基準があるが、与那覇湾は以下の3つの基準を満たすということで登録された。与那覇湾は鳥獣保護法により国指定与那覇湾鳥獣保護区特別保護地区として、保護担保措置が図られている。

基準	与那覇湾の特徴
基準1：各生物地理区の中で、代表的、希少または固有な自然度の高い湿地	琉球諸島海域は黒潮海流の影響を受けており、海洋生物地理区分によると、熱帯の中央インドー太平洋区の南黒潮地域に区分される。与那覇湾には琉球諸島でも最大規模のリュウキュウスガモ、ベニアマモ及びボウバアマモからなる海草藻場が広がる。これら海草類は中央インドー太平洋区では一般的に見られるが、琉球諸島は分布北限に位置する。また、与那覇湾は日本の重要湿地500の一つである。
基準2：国際的に絶滅の恐れのある種または生物群集の生存にとって重要な湿地	渡り鳥ではヘラシギ（CR*）、クロツラヘラサギ（EN）、ズグロカモメ（VU）、ホウロクシギ（VU）などが飛来。海洋生物ではタイマイ（CR）、アオウミガメ（EN）などが確認されている。
基準6：水鳥類の種又は亜種の世界規模の生息個体数の1%を定期的に維持している湿地	メダイチドリ 全生息個体数1%レベル（200羽） 2009年332羽、2010年315羽

*：IUCNのレッドリストのカテゴリー

CR（Critical Endangered）：ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種

EN（Endangered）：CRほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種

VU（Vulnerable）：絶滅の危険が増大している種